

# 第一回福祉講座の御案内

(東京都の補助金に基づく事業です)

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」いわゆる「差別解消法」が施行され、東京都では「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」が6月都議会で可決、10月1日から施行されます。

障害者への理解促進と差別解消の推進に関する都条例の概要や特徴、「差別解消法」との違いや今後の課題などについて、皆様と一緒に考えていく機会にしていきたいと思っております。

**日時** 平成30年9月7日(金) 14時00分～16時00分 (13時30分から受付開始)

**会場** 東京都障害者福祉会館 ☎ 03-3455-6321  
東京都港区芝5-18-2 最寄駅 JR田町駅・都営地下鉄三田駅

**講座** テーマ「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」と「差別解消法」を学ぶ

講師 弁護士 大谷 恭子 氏

## 講師のプロフィール

内閣府障害者政策委員会差別禁止部会の委員等を歴任

**参加費** 無 料

**主催** 東京都障害者社会参加推進センター

**その他** 手話通訳、OHP(要約筆記)、点字資料の用意があります。視覚障害の方で事前に資料の配付をメールで御希望の方は、次の当会のメールで申込できます。

※ お問い合わせ、参加申込は原則として裏面の参加申込書によりファックスで、あるいはハガキ、メール又は電話でお願いします。なお、障害者のご家族、福祉関係者の方も参加できます。

## [申込先]

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸 1-1 セントラルプラザビル5階  
公益社団法人東京都身体障害者団体連合会内

東京都障害者社会参加推進センター (☎03-5261-0729)

FAX 03-3268-7228

メール [info@tosinren.or.jp](mailto:info@tosinren.or.jp)

(裏面 参加申込書)